

# 青森県報

号外第二十七号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村 守 男

青森県規則第二十七号

青森県立保健大学の学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

青森県立保健大学の学校医等の公務災害補償に関する規則(平成十一年七月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改める。

第二条の見出しを「補償の実施」に改め、同条中「補償の実施機関は、知事とする」を「補償は、知事が実施する」に改める。

第三条中「青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」を「青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

## 目次

### 規則

青森県立保健大学の学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 訓令

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……二

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……四

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令……………(同) ……五

技能職員等の給与の特例に関する規程……………(同) ……五

診療手当支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……八

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………(同) ……八

## 規則

青森県立保健大学の学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 訓令

## 令



技能労務職員に採用する場合	氏を命ずる 氏を命ずる 氏を命ずる 氏を命ずる 氏を命ずる	技能技師(技能主事)を命ずる 業務に従事するを命ずる 課務所勤務を命ずる 事務所勤務を命ずる	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	守衛を命ずる 部 課勤務を命ずる 事務所勤務を命ずる	任期を命ずる 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	任期を更新する 更新する 更新する 更新する 更新する
	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

「 23の3の職務復帰」及び「住居手当」の調整手当、住居手当及び期末手当」

23の3 職務 復帰	海外派遣がなされたことによる帰りの場合 海外派遣がなされたことによる帰りの場合 海外派遣がなされたことによる帰りの場合	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる
------------------	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

「 23の3の職務復帰」

23の3 公益 法人 派遣	公益法人派遣	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	青森県事務(技術)吏員(技師)の職務に 関係する 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名
------------------------	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

23の4 職務 復帰	海外派遣がなされたことによる帰りの場合 海外派遣がなされたことによる帰りの場合 海外派遣がなされたことによる帰りの場合	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる	青森県事務課主事(技師) 氏名 復帰させる
------------------	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

」

に改め、同表24の項中「及び住居手当」を、「調整手当、住居手当及び期末手当」に改め、同表32の項の備考の欄を次のように改める。

公益法人等派遣法第10条第1項に規定する退職の場合には、「(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等)に関する法律第10条第1項に規定する退職」と記載すること。

別表の付表中

調理業務	調理を行うこと。	を
調理業務	調理を行うこと。	に
看護補助業務	看護師の補助を行うこと。	を
監督業務	労務者の指揮監督を行うこと。	を
看護補助業務	看護婦又は看護士の補助を行うこと。	に改める。
監督業務	労務者の指揮監督を行うこと。	に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項の表青森県東京事務所青森県企業誘致東京情報センター青森県大阪情報センター青森県名古屋情報センター青森県福岡情報センターの項の次に次のように加える。

青森県北海道情報センター	月曜日 から 金曜日 まで	午前八時三十分から午後五時十五分まで (再任用短時間勤務職員にあつては、午前八時三十分から午後五時十五分までの間において所屬長が定める。)	午後零時十五分から午後一時まで	午前八時三十分から午前八時四十五分まで 午後五時から午後五時十五分まで
--------------	------------------------	--	-----------------	--

第七条の三第一項中「一歳」を「三歳」に改め、同条第四項中「一」を「いずれかに」に、「第二号様式の六」を「第二号様式の七」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「一歳」を「三歳」に、「第二号様式の五」を「第二号様式の六」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第三条第三号の規定による申出をする場合には、前項の育児休業承認請求書と併せて育児休業計画書（第二号様式の五）を知事に提出しなければならない。

3 前項の育児休業計画書を提出した職員は、当該育児休業計画書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第十条第二項中「室長補佐」の下に「及びグループリーダー」を加え、同条第三項中「保健所」を削り、「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、「総務室長」の下に「健康福祉ごどもセンター」にあつては「総務企画室長」を加える。

第二号様式の四の注の2中「助産婦」を「助産師」に改め、同注の4中「一歳」を「三歳」に、「生じた日」を「生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間」に改める。

第二号様式の六を第二号様式の七とする。  
第二号様式の五の注の2中「母離職」を「母離職」に改め、同様式を第二号様式の六とし、第二号様式の四の次に次の一様式を加える。

第2号様式の5 (第7条の3関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所 属  
職氏名

印

育 児 休 業 計 画 書

再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、職員の子育て休業等に関する条例第3条第3号の規定により、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。

記

1 育児休業の承認の請求に係る子		
氏 名	生 年 月 日	年 月 日 生
2 請求者の育児休業計画		
育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
3 配偶者の養育計画		
配 偶 者 の 氏 名		
養 育 予 定 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
子を養育するために利用する制度等	育児休業 ( 育児休業以外の休業・休暇その他 )	
4 備 考		

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
地方労働委員会事務局

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県職員表彰規程(昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「課、係等(以下「団体」という。)」を「課等の団体」に改める。  
第七条中「政策推進室長」の下に「公社等改革推進チームリーダー、イベントプロジェクトチームリーダー」を加える。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

技能職員の給与の特例に関する規程

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間における技能職員の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)第二条に規定する職員の給与月額が、同条から第五条および第十條の規定にかかわらず、これらの規定による

給料月額から当該給料月額に百分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の規定を適用する場合における技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成八年三月青森県訓令甲第七号）附則第八項の規定の適用については、同項中「切替日以後に受ける給料月額」とあるのは、「技能職員等の給与の特例に関する規程（平成十四年三月青森県訓令甲第十六号）の規定の適用がないものとした場合の切替日以後に受ける給料月額」とする。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

診療手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

診療手当支給規程の一部を改正する訓令

診療手当支給規程（昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

別表第一中「保健所長」を「健康福祉こどもセンターの保健部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令

危険作業手当支給規程（昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「公署の指定」に改め、同条中「農林水産事務所等」を「公署」に、「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に、「漁港事務所、土木事務所、ダム建設事務所、港湾管理事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第五条中「保健所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に、「漁港事務所長、土木事務所長、ダム建設事務所長、港湾管理事務所長、空港管理事務所及びダム管理事務所長」を「県土整備事務所長及び空港管理事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例の施行規程（昭和二十七年十月青森県訓令甲第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「借りたもの」の下に「（以下「二輪の公用車」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（公用車を利用した旅行等の旅費の支給）

第九条 次に掲げる旅行（宿泊を伴うものを除く。）に係る旅費は、月の一日から末日までの期間に係る分を翌月に支給する。

- 一 公用車又は二輪の公用車を利用した旅行
- 二 在勤地内における旅行

別表の4を同表の5とし、同表の3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1の次に2として次のように加える。

2 公用車を利用した旅行等用

\_\_\_\_\_ 月分 ( 枚中 枚目)

所屬 \_\_\_\_\_

旅 行 命 令 簿  
命 令 依 拠

職 名	職務の級	氏 名	住 所 又 は 居 所	年 度	支 出 科 目 (目コード)	旅 行 命 令											
						命 令 日 月 日											
旅 費 総 額			円	受 領 印													
旅行 日	用 務	用 務 地	公 用 の 使 用	路 又 は 要 路 程 時 間	日 当 (ア) 円	鉄 道 運 送 程 費 円	車 路 運 送 程 費 円	運 賃 計 額 円	2 分 の 超 額 (イ) 円	計 (ア) + (イ) 円	備 考						
				時間 キロメ ー トル													
				時間 キロメ ー トル													
				時間 キロメ ー トル													
				時間 キロメ ー トル													

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 横長とする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 農林水産事務所の漁港漁場整備事務所に勤務する職員が、次に掲げる用務のため、担当区域内において旅行した場合

イ 用地の買収又は補償

ロ 県有財産又は国有財産の管理

ハ 漁港施設の使用、水域占用等の許可等に係る調査又は使用料等の徴収

ニ 工事の施行、調査、測量、設計又は監督

第一条第一項第十一号中「青森土木事務所、八戸土木事務所及び鱒ヶ沢土木事務所」を「青森県土木整備事務所、八戸県土木整備事務所及び鱒ヶ沢県土木整備事務所」に、「トまでに」を「へまでに」に、「弘前土木事務所」を「弘前県土木整備事務所」に、「トまで」を「トまで」に、「五所川原土木事務所」を「五所川原県土木整備事務所」に、「トまで及びり」を「へまで及びり」に、「十和田土木事務所」を「十和田県土木整備事務所」に、「トまで及びび」を「へまで及びび」を「へまで及びび」に、「むつ土木事務所」を「むつ県土木整備事務所」に、「トまで及びび」を「へまで及びび」に改め、トを削り、チをトとし、リをチとし、同チの次に次のように加える。

リ 野辺地川清水目ダム管理

第二条第一項第十三号を削り、同項第十三号中「浅虫・駒込ダム建設事務所」を「青森県土木整備事務所のダム建設所」に改め、「及び平内町」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「都市公園建設事務所」を「青森県土木整備事務所の都市公園事務所」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「港湾管理事務所」を「県土木整備事務所の港湾管理所」に、「勤務公署の所管区域内」を「担当区域内」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 新幹線事務所に勤務する職員が、用地の買収又は補償のため、勤務公署の担当区域内において旅行した場合

第二条第一項第十六号の表五所川原市に駐在する職員の項中「北津軽郡」を「西津軽郡、北津軽郡」に改め、同表鱒ヶ沢町に駐在する職員の項及び木造町に駐在する職員の項を削る。

別表第四中「六、九四〇円」を「七、〇二〇円」に、「七〇円」を「一〇円」に、「六、九五〇円」を「六、七三〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務部消防防災課に勤務する職員で防災ヘリコプターに搭乗して消防防災業務に従事する者の項中「総務部消防防災課」を「総務部防災消防課」に、「消防防災業務」を「防災消防業務」に改め、同表職員診療所に勤務する職員の項中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に改め、「歯科技工士」を削り、同表中



改め、同表身体障害者更生相談所に勤務する看護婦の項中「看護婦」を「看護師」に改め、同表保健所に勤務する職員の項を削り、同表精神保健福祉センターに勤務する職員の項中「保健婦」を「保健師」に、「看護婦」を「看護師」に改め、同表あすなろ学園又はさわらび園に勤務する職員の項中「看護士」を削り、「看護婦」を「看護師」に改め、同表家畜保健衛生所に勤務する獣医師及び飼料の分析又は検査に従事する者の項中「家畜保健衛生所」を「農林水産事務所（家畜保健衛生所に限る）」に改める。

別表第二総務部消防防災課の項中「総務部消防防災課」を「総務部防災消防課」に改め、同表中

健康福祉こどもセンター勤務職員							福祉事務所に勤務する職員で生活保護現業業務に従事する者
生活保護現業業務に従事する者	保健師		野犬捕獲員、狂犬病予防員	食品衛生監視員、薬事監視員、環境衛生監視員	准看護師、助産師、看護師、クヌ線技師、技師、工務技師、検査技師、工務技師	医師	
作業服	作業白衣	保健師服	防ぎム衣	作業白衣	作業白衣	診療衣	
—	—	二	—	—	二	二	
三年	一年	三年	二年	一年	一年	二年	
	シングル型	夏用半袖ワンピース型並びに冬用長袖ワンピース型又は上衣及びズボン組	狂犬病予防員のみ		シングル型	ダブル型	

に

を

健康福祉こどもセンター	福祉事務所	保健所	別表第二中	鉄道管理事務所	健康福祉部薬務衛生課		健康福祉部健康医療課	環境生活部文化・スポーツ振興課	環境生活部生活衛生・交通安全課	
					大麻除去及びその他の作業	水道、公衆浴場等の検査用				大麻除去及びその他の作業
災害地の調査及び指導並びに救助物資の運搬及び保管に関する作業用	災害地の調査及び指導並びに救助物資の運搬及び保管に関する作業用	防疫その他の作業用		鉄道施設の保守管理用	安作全業	安作全業	安作全業	作業服	交通診断及び交通安全に関する現地指導用	作業服
特殊雨合羽	特殊雨合羽	作業白衣		安作全業	安作全業	安作全業	作業服	作業服	作業服	作業服

改め、同表県税事務所の項の次に次のように加える。

に

を

に

を

に

を

タ ー	防疫その他の作業用	作業用 白靴 長靴 作業用 長靴
--------	-----------	------------------------------

改め、同表あすなる学園、さわらび園の項中「看護婦」を「看護師」に改め、同表農  
 林水産事務所、漁港事務所、土木事務所、ダム建設事務所、都市公園建設事務所、港  
 湾管理事務所、ダム管理事務所の項中「漁港事務所、土木事務所、ダム建設事務所、  
 都市公園建設事務所、港湾管理事務所、ダム管理事務所」を「県土整備事務所」に改  
 め、同表農林水産事務所（地域農業改良普及センターに限る。）の項の次に次のよう  
 に加える。

農林水産事務所（家 畜保健衛生所に限る。）		家畜防疫作業用	雨作 合業 羽服
飼料の分析及び検査用		ゴム ゴム 長靴	

別表第二家畜保健衛生所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所・発行人 青 森 県 青森市長島二丁目一番一号	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	-------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十七円八十五銭